所沢市交通災害共済に加入を！

所沢市交通災害共済は、市民の皆さんに加入していただき、その会費で交通事故にあわれた会員に見舞金を支給する共済制度です。

10月1日以降に加入される場合は、平成16年度分の会費が半額になります。万一の交通事故に備えて、ぜひ、ご家族で加入しましょう。

加入できる方　所沢市に住民登録または外国人登録をしている方

会　費（10月1日以降）　▼大人…200円▼中学生以下…150円

共済期間　申し込み時～平成17年3月31日まで

【対象となる事故】

①自動車、バイク、自転車などの車両による人身事故（自損事故含む）により死亡または負傷をした場合

②電車やバスに乗車中、急停車などの原因による人身事故

③歩行中に車両との衝突や接触により死亡または負傷をした場合

◎車両とは、道路交通法で定められた車両をいいます。また、対象は日本国内で発生した事故に限ります。

請求期間　事故発生日から2年以内。ただし、交通事故発生時、所沢市に住民登録がされていなければ請求はできません。

加入方法　市役所2階・交通安全課または各出張所に、会費を添えて申し込み

問い合わせ　交通安全課（☎2998-9140・FAX2998-9162）

県税休日納税相談窓口を開設します

県では、自動車税や不動産取得税等、県税について納税窓口を開設します。また、納税に関する相談も受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

と　き　10月24日(日)／午前9時～午後5時

ところ　所沢県税事務所（並木1-8-1）

問い合わせ　同事務所（☎2995-2112・FAX2998-4408）

市税の夜間・休日特別納税窓口を開設します

市税が夜間・休日にも納税できます。日中・平日に時間がとれない方は、ご利用ください。

期間中は、電話による納税相談も受け付けています。

と　き　▼夜間…10月26日(火)～29日(金)／午後5時～8時▼休日…10月31日(日)／午前8時30分～午後5時

ところ　市役所2階・収税課

市税の内訳　市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税等

問い合わせ　収税課（☎2998-9073・FAX2998-9152）

違反簡易広告物の除却をはじめます

広報ところざわ8月号で募集しました、違反簡易広告物除却推進員には、たくさんの市民の皆さんに登録していただきました。ご協力ありがとうございました。

秋の「環境美化の日（10月16日）」にあわせて、市長より委嘱された推進員の皆さんが、県条例に違反している広告物であるはり紙・立て看板の除却を行います。

関係者および市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ　道路維持課（☎2998-9168・FAX2998-9152）

ディーゼル車への粒子状物質減少装置装着補助金のごあんない

県では、大気汚染を改善するため、ディーゼル車の運行規制を実施しています。規制に対応して粒子状物質減少装置を装着する場合、次のとおり補助金を交付します。

申請日時　10月1日(金)～29日(金)（土・日曜日、祝日を除く）／午前9時30分～11時30分、午後1時～3時

申請会場　県青空再生課（さいたま市浦和区高砂3-15-1）

【対　象】

①県内登録車（平成16年4月1日現在）

②初度登録が平成9年9月以降の車両

③車両総重量が3.5t超

④型式が短期規制車以前の車両（KC-等）

◎使用の本拠がさいたま市の車両は、さいたま市へ申請してください。なお、申請必要書類等の詳細は、お問い合わせください。

問い合わせ　県青空再生課（☎048-830-3063・FAX048-830-4772）

ところバス路線の増設などのごあんない

11月1日(月)より、東・南コースに2路線を増設します。また、既存路線の一部を変更する予定です。

詳細は、今後、出張所等でのパンフレット配布、ところバスの車内掲示板等を通じてお知らせします。

問い合わせ　交通安全課（☎2998-9140・FAX2998-9162）

無料調停相談

と　き　10月22日(金)／午前10時～午後3時

ところ　航空公園駅ビル2階・会議室

内　容　土地建物の権利争い、金銭貸借や商品売買のトラブル、交通事故等に関する調停相談

相談員　所沢調停協会所属の民事調停委員

問い合わせ　所沢簡易裁判所（☎2996-1801）

福祉の仕事移動相談会

と　き　10月7日(木)／午前10時～午後3時

ところ　旧市庁舎（宮本町1-1-2）

内　容　①現在の求人状況、福祉の仕事の内容についての相談②求職登録者の所有資格、希望分野、平均賃金等についての相談

対　象　①福祉の仕事につきたい方②社会福祉施設の職員採用担当者

問い合わせ　埼玉県社会福祉協議会（☎048-833-8033・FAX048-833-8062）

暴力団等に関する法律相談を行います

と　き　10月4日(月)／午後1時～4時

ところ　▼さいたま会場…埼玉会館5階・会議室（さいたま市浦和区高砂3-1-4）▼川越会場…川越市南公民館1階・会議室（川越市新宿町1-17-7）▼春日部会場…春日部市役所別館4階・会議室（春日部市中央6-2）▼熊谷会場…熊谷文化創造館さくらめいと・第2会議室（熊谷市拾六間1-11-1）

対　象　暴力団などが関係する問題でお困りの方

相談員　民暴弁護士、警察官、(財)埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター相談員

問い合わせ　(財)埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター（☎048-834-2140・FAX048-833-2302）

10月は労働保険適用促進月間です

労働保険は、「労災保険」と「雇用保険」の総称で、労働者が業務上の疾病やケガ、失業した場合に必要な保険給付などを行う制度です。

原則として、労働者を1人でも雇用している事業主の方は、労働保険の加入手続きを行い、保険料を納付する必要があります。

まだ加入していない事業主の方は、手続きをお願いします。

問い合わせ　埼玉労働局・労働保険徴収課（☎048-600-6203・FAX048-600-6223）

エコとこ伝言板

第54回

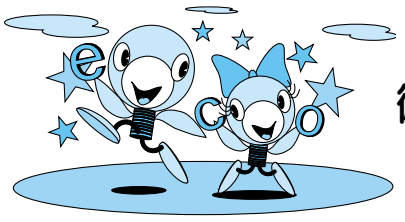

循環型社会に向けて！PART2

新聞・雑誌・段ボールの回収は…

市では、紙資源のリサイクルの充実を図るため、今年の4月から紙資源となるものはすべて「新聞・雑誌・段ボール」の収集日に出していただくようご協力をお願いし、「燃やせるごみ」の日には収集を行わないことにしました。

その結果、4月から6月までの回収量の合計は、昨年同時期の513,230kgに対し、719,060kgで、約40%増加しています。

今後も、紙資源は、「新聞・雑誌・段ボール」の収集日に、別々にまとめて、ひもで十文字に縛ってお出しください。

問い合わせ　廃棄物対策課（☎2998-9146・FAX2998-9394）

雨水は地下に浸透させましょう！

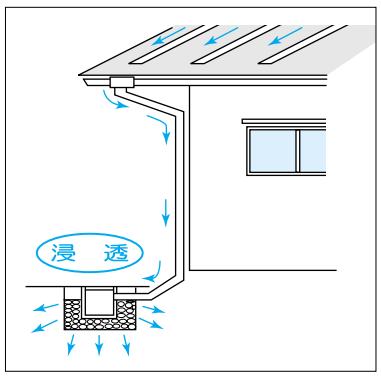

昔のように、雨水を自然の土に浸透させれば洪水が減り、地下水のかん養にも効果があります。

市では、宅地内の雨水を地下に浸透させるため、雨水浸透施設の材料を無償で支給していますので、ご利用ください。

なお、手続きおよび工事は所沢市下水道排水設備指定工事店で行ってください。

問い合わせ　下水道維持課（☎2998-9211・FAX2998-9408）

秋の「環境美化の日」に参加しましょう！

今年は、10月16日(土)に市内全域で一斉美化清掃活動を実施します（雨天でも実施します）。集めたごみは、午前10時までに指定された各集積所へ運んでください。また、家庭からのごみは出さないようご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ　生活環境課（☎2998-9370・FAX2998-9195）